

オーバーイーターズ・アノニマス日本サービス理事会準則

第一条 名称

この機関の名称を日本サービス理事会 とする。

第二条 目的

本理事会の主たる目的は、理事会を構成するグループに、サービスを通してオーバーイーターズ・アノニマスの回復のメッセージを運ぶことであり、また、OAの文献の翻訳・発行に対する責任を担うことである。

第三条 メンバー

第一項 メンバーシップ

発言権と投票権を持つ理事会メンバーとは：

- A. 理事会理事及び事務局役員
- B. 各グループから選出された代議員
- C. ワールドサービスビジネスコンファレンス代表者およびリージョン代表者（選出した場合）

第二項 資格

代議員を送ることができるグループの資格

- A. 理事会に所属を希望し、WSOに登録を済ませたグループであれば、どのグループも代議員を送ることができる。なお、OAグループとは以下に定義された通りである。
 - 1) グループとして、OAの12のステップと12の伝統を実践するためにミーティングを開催する。
 - 2) 強迫的な食べ方をやめたいという願いのある人はどんな人でもグループは受け入れる。
 - 3) いかなるメンバーに対しても、メンバーであるため、あるいはミーティングで分かち合う権利を与えるために、何らかの条件を定め、そのとおりに行動するよう要求することはない。
 - 4) グループとして、OA以外のところに所属しない。

- B. グループは本理事会以外の理事会に登録できない。ただし、インターグループに登録されているグループは理事会に所属することができる。

第三項 代議員

- A. 代議員はホームグループの良心によって各グループから1名（【例】表参道G ○○さん）選出される。
- B. 代議員の任務は、理事会が用意するOA文献の試訳が有った場合にはそれを受領し、グループメンバーとともに翻訳の正当性について検討し、検討結果とともに責任を持って試訳の全部数を返送することである。その際、著作権が守られるよう留意しなければならない。また、理事会とホームグループとのコミュニケーションをはかるための連絡員の役割も果たす。更に、理事の選出及び理事会の改定において、グループの良心に基づき、投票をする。
- C. 代議員の任期は基本的に2年を目安とするが、自分たちのグループの事情を考慮し、グループの良心により、判断してかまわない。ただし、OA文献の試訳の検討期間中にグループ内で代議員の改選があった場合、任期を終了する代議員は、B.に書かれた責任を次の代議員に確実に引き継がなければならない。

第四条 日本サービス理事会

第一項 理事会

- A. 理事会の構成メンバーは、理事長、会計、海外連絡担当、セクレタリー、及び事務局メンバーから成る。
- B. 理事会には、ワールドサービスビジネスコンファレンス代表者、各委員会のチェアパーソン、もしくはリージョン代表者を加えることができる。
- C. Eメールによる会議の議長は理事長が務める。ただし、理事長がその任務を果たせない場合、ほかの理事会メンバーが会議の議長を努める。

第二項 理事の指名

理事の指名は、Eメールによる選出選挙のときに行ってもよい。あるいは、理事会の判断で指名委員会を作ってもよい。

第三項 理事の資格

理事会理事に選出される各メンバーの資格は：

- A. O Aの1 2のステップ、1 2の伝統、及びO Aサービスの1 2の概念に精一杯取り組んでいること。
- B. 下記の1)、2)の場合を除き、できれば現在アブスティネンスの期間が1年間はあること。ただしアブスティネンスの期間が1年以下であったとしても、少なくとも6か月以上のアブスティネンスの期間及びホームグループの推薦、全体サービスについて意欲があれば資格があることとする。

(尚、アブスティネンスの期間については、各自が責任を持って判断する。理事任期中にリラプスした場合に退任するかどうかは各自の責任で判断する)。

- 1) ワールドサービスビジネスコンファレンス代表者の場合は、ワールドサービス準則、サブパート B, 第 X 項、第 3 節 c)1)のとおりのアブスティネンスとサービスに関わった期間についての条件に従う。つまり、現在のアブスティネンスは1年、グループレベルを超えたサービスの経験が少なくとも2年はあること。
- 2) リージョン代表者は、リージョンの準則に明記されたアブスティネンスとサービスの期間に従うものとする。

- C. 理事会に所属するグループのレギュラーメンバーであること。

第四項 理事会メンバーの選出

- A. 投票は、代議員である有権者により、メールあるいは郵便で行われる。
- B. 指名された者は、自分のサービス履歴をリストにしたものを事務局に提出する。事務局はそのリストを各有権者に送付する。
- C. 投票はメールあるいは郵便で行われる。

第五項 任期

- A. 理事会メンバーの任期は2年、あるいは次の候補者が見つかるまでとする。
- B. 理事会メンバーは、同じ役割を継続して2期以上行うことはできない。ただし任期を次の候補者が見つかるまでとした場合はこの限りではない。
- C. 理事会メンバーは代議員を兼任しない方が望ましい。ただし、自分たちのグループの事情を考慮し、各グループで判断する。

第六項 理事会理事が果たす責任

- A. 理事会の職務に関して、12のステップ、12の伝統、12の概念の「守り役」となる。
- B. 理事会の方針と手続きに基づいてそれぞれの任務を果たす。
- C. 所属グループ間の情報や提案を交換する場を提供する。
- D. 理事会の資金の「守り役」となる。一年に一度の会計監査に関与する。
- E. ワールドサービスおよびリージョン10と情報を交換する（そのため、少なくとも1名は英語によるメールのやりとりができることが望ましい）。

第七項 欠員および辞任

- A. 理事会理事がメールによる理事会会議に5回以上連絡をしてこなかった場合、理事会メンバーの過半数の同意があれば、その者をその役割からはずすことができる。
- B. 理事会のいずれのメンバーも、理事会理事長に書面による通知を行えば、いついかなるときでも役割を離れることができる。
- C. 正当な理由があれば、理事会理事を解任することができる。その場合、会議の目的を通知した上で開催された特別メール会議にて、各グループの代議員の過半数の賛成が必要である。

第八項 欠員者の補充

- A. 欠員が生じた場合、次回の定例メール会議、もしくは理事会の特別メール会議で、過半数の得票をもって補充するものとする。なお欠員を補充するために選出された者は、前任者の残された任期を引き継ぐものである。
- B. 理事会の欠員を補充するために選出された者は、第四条第三項に定められた条件を満たすものとする。

第五条 会議

第一項 定例会議

理事会は投票権を持つメンバーの過半数の得票で定められた時期に（あるいは四半期〔春夏秋冬〕ごとに）メールにて年に4回会合を開く。

第二項 選出会議

選出会議は毎年1月に開催し、役員を選出する。

注. ワールドサービスビジネスコンファレンス (WSBC) が開催《5月》される最低120日前《4ヶ月前》に日程を組むようにする。WSBC代表者選出のためのしかるべき期間を確保するためである。

第三項 特別会議

理事会理事の過半数の票、もしくは代議員の、登録グループ数の過半数の嘆願書があれば、第五条第四項に規定された通りの通知をすることで、いつでも特別会議を招集できる。

第四項 通知の方法

理事会の事務局は、各メンバーグループのセクレタリーに対して、次回の会合開催のお知らせを開催30日前に通知する。

第五項 定足数

理事会のいずれの会合であれ、投票に参加したメンバー数（出席した人だけ）を定足数とみなす。

第六条 委員会

理事会は、理事会の運営と繁栄のために必要な委員会を設置することができる。各委員会は自主性を持つが、理事会理事会に認められていなければならない、OAの12の伝統と12の概念の枠内でサービスの任務を果たさなければならない。

第七条 慎重に設定した予備金

理事会の会計は、運営面で予想されるニーズに応じられるよう、3か月分の経費を、慎重に設定した予備金として貯えておく。そのうえで余剰金が出たら、理事会の決定に従い、OAのサービス機関に献金する。

第八条 運営進行原則に関する権限

注. 理事会は、いかなる方法にせよ、理事会が選んだ方法で所属するグループの運営を行うことができる。ただし、その方法が選択されたら、それを準則に加えなければならない。それによってメンバーは、状況の変化により、そのルールがほかの者を犠牲にして一部の者に利益をもたらすような変更はなされないという安心感を持つことができるのである。オーバーイーターズ・アノニマスで幅広く利用されている運営進行原則に関する権限は、「ロバート議事法改訂版 (Roberts Rules of Order Newly Revised)」の現在入手できる最新版に基づいたものである。

第九条 本準則の修正

本準則は、理事会の定例会議もしくは特別会議に出席している代議員および理事会メンバーの3分の2以上の賛成があれば修正することができる。提案されている修正は、少なくとも修正に関する投票会議が開かれる30日前に書面をもって各メンバーグループに通知しなければならない。

第十条 解散

本理事会が活動を中止し、借入金をすべて清算した場合、残額の基金はオーバーイーターズ・アノニマスのほかのサービス機関、もしくは伝統6にのっとって配分されなければならない。

附 則

この準則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成22年3月28日から施行する。

※第三条第三項の「翻訳委員の任務は、OA文献の試訳を受領し、グループメンバーとともに翻訳の正当性について検討し、検討結果とともに責任を持って試訳の全部数を返送することである。その際、著作権が守られるよう留意しなければならない。また、理事会とホームグループのコミュニケーションをはかるための連絡員の役割も果たす。」を修正。

※第四条第三項の「B. 下記の1)、2)の場合をのぞき、現在アプスティネンスの期間が1年間はあること。」を修正。

※第四条第四項の「A. 選出選挙の案内をメールあるいは郵便で受け取ったら、有権者がメールあるいは郵便で候補者を指名することができる。」を修正。

※第四条第六項にE.として「ワールドサービスおよびリージョン10と情報を交換する（そのため、少なくとも1名は英語によるメールのやりとりができることが望ましい）。」を追加。

※第七条の「2か月分の経費」を「3か月分の経費」に一部修正。

※第九条の「90日前に」を「30日前に」に一部修正。

※準則の該当箇所すべてにおいて、「翻訳委員」を「代議員」に一部修正。